

「希望」の会社を「失望」に変えない



NO!

一緒に食事に行かない?

NO!

恋人はいるの?

NO!

個人のSNSアカウントを教えて

NO!

すごくスタイルいいね!

**就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります**

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ



**12月は職場のハラスメント撲滅月間です**

2025年12月10日(水)、  
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを  
オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。  
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

担当: 管理部経営管理課  
連絡先: 076-424-2331

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめます。



ハラスメント対策の総合サイト

**あかるい職場応援団**

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> NOハラスメント

